

大阪府吹田藤白台住宅 落札者決定基準（案）に対する質問・回答

No	No	該当箇所							内 容	回 答
		区分	頁	大	中	小	他	項目		
1		質問	5	第2	3			「活用用地の対価」の補正について	「活用用地の対価」については、提案時点と売却時点の変動率が3%未満の場合は、活用用地の売却時点における実勢価格の算定は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	変動率の如何に関わらず、府は活用用地の売却前に、鑑定等を参考に活用用地の売却時点の実勢価格を算定します。
2		質問	5	第2	3			「活用用地の対価」の補正について	府は活用用地を売却する前に鑑定等を参考に、活用用地の売却時点の実勢価格について算定する、とありますが、実勢価格の算定式等を事前に公表して頂けないでしょうか。	売却時において、府は外部委員による財産評価審査会に諮り実勢価格を決定します。算定式等を事前に公表することはできません。
3		質問	5	第2	3			「活用用地の対価」の補正について	「活用用地の対価」に地価変動の補正を加えた価格が、売却時点の実勢価格よりも高くなった場合、事業者から府に対して売却時点の実勢価格での売却を交渉させて頂けないでしょうか。	売却時点の実勢価格での売却を交渉はできません。「活用用地の対価」に地価変動の補正を加えた価格での売却となります。